

公立大学法人滋賀県立大学将来構想委員会規程

平成 2 1 年 9 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 136 号

(設置および趣旨)

第 1 条 公立大学法人滋賀県立大学組織規程第 15 条第 1 項の規定に基づき、公立大学法人滋賀県立大学将来構想委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学組織規程第 15 条第 2 項の規定に基づき、委員会の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 将来構想に関する事項
- (2) 中期目標および中期計画に関する事項
- (3) 教育・研究組織の再編に関する事項
- (4) 教育目標および教育内容ならびに教育方法に関する事項
- (5) キャンパスの将来計画に関する事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 副理事長
- (3) 常勤である理事
- (4) 各研究院長
- (5) 事務局次長

2 前項に定める委員のほか、理事長が必要と認めた者を委員に加えることができる。

(委員長および副委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

2 委員会に副委員長を置き、副理事長をもって充てる。

3 副委員長は、委員長の職務を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 5 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(小委員会)

第 6 条 委員会に、第 2 条に定める事項を円滑に実施するため、小委員会を置くことができる。

2 小委員会に関し、必要な事項は別に定める。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、第2条第1号から第3号に掲げる事項については事務局経営企画課において、第4号に掲げる事項については事務局教務課において、また、第5号に掲げる事項については事務局財務課において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

付 則

この規程は、平成21年9月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(第3条関係)

付 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。(第3条関係)

付 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。(第8条関係)

付 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。(第8条関係)

付 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 公立大学法人滋賀県立大学全学教育構想委員会規程は、廃止する。